

環境省からのお知らせ

被災家屋等解体申請受付の期限について

(帰還困難区域を除く)

現在、環境省で実施している被災家屋等解体申請の受付期限を

平成30年3月30日

とさせていただきます。

所有している家屋等で環境省による解体を希望される場合は、受付期限までに右記受付窓口で申請していただきますようお願いいたします。

なお、申請する場合は、添付資料等が必要ですので、各窓口にお問合せください。申請受付後でも家屋解体のキャンセルは可能です。

家屋等の解体および廃棄物に関する問合せ先

環境省 福島地方環境事務所
浜通り北支所

TEL 0244(26)9912(代)

平日 8時30分～17時15分
(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

【被災家屋等解体受付窓口】

環境省事業受託事業者
株式会社高島テクノロジーセンター

●二本松窓口

二本松市北トロミ573

(浪江町役場二本松事務所隣)

☎0120(603)016

受付時間 平日 8時30分～16時30分

(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

●南相馬窓口

南相馬市原町区錦町一丁目132-1

レスディビル2階(原ノ町駅東口)

☎0120(664)123

受付時間 平日 9時～17時

(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

●浪江町役場本庁舎窓口

浪江町大字幾世橋字六反田7-2

(浪江町役場本庁舎1階西側)

☎0120(770)443

受付時間 平日 8時30分～17時

(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

被災家屋等解体申請前に

家屋被害認定調査を受ける必要があります

震災当時、お住まいだった建物を解体申請する場合、浪江町で実施している家屋被害認定調査で、半壊以上のり災判定を受けた場合対象となりますので、解体申請前に調査の申込みをお願いします。

なお、被害調査の結果、半壊以上の被害が認定されても必ず解体しなくてはならないというものではありません。家屋被害認定調査は、これからの資産管理等でお悩みの方にとっても一つの判断材料となります。

お問合せ先

住民課税務管理係

TEL 0240(34)0223

東京電力への賠償請求はお済みですか

東京電力への賠償請求において、「建物の現地調査」・「家財・仏壇の写真撮影」が必要になる場合があります。そのため、建物等の解体前に賠償請求をお進めください。

解体を希望する建物の賠償が未請求の場合は、東京電力または浪江町役場総合窓口課賠償支援係へご相談ください。

お問合せ先

東京電力(土地・建物・家財についての窓口)

☎0120(926)596

受付時間

9時～19時(月～金曜日(祝日を除く))

9時～17時(土・日曜日・祝日)

浪江町役場総合窓口課賠償支援係

TEL 0243(62)1105